

市民医療センター長交際費の支出及び公開に関する基準

令和7年1月14日要領等

市民医療センター長交際費の支出及び公開に関する基準

1 趣旨

この基準は、市民医療センター長（以下「センター長」という。）交際費の支出及び公開の基準を定めることにより、事務の適正化を図るとともに病院事業の運営の透明性を高め、開かれた企業経営の一層の推進を図るため必要な事項を定めるものとする。

2 交際費の支出基準

センター長交際費は、センター長が病院事業の運営のため市民医療センターを代表して外部との公の交渉に要する経費であり、その執行に当たっては、社会通念上妥当と思われる範囲内で必要最小限の支出とする。

3 支出経費の種類

支出する経費の種類は、次に掲げるとおりとする。

（1）会費

関係する各種団体の総会及び懇親会等の費用（市全体の行政執行を考慮し参加する場合を含む。）で、センター長交際費を支出することが公益上妥当と認められるものとする。費用の額が明示されているものは、その金額とし、費用の額が明示されていないものは、10,000円を限度とする。

（2）慶弔見舞費

慶事

式典、祝賀会等の費用で、10,000円を限度とする。

弔事

弔事の支出は、関係する各種団体の現職の長とし、香典は10,000円を限度とする。花輪等の費用は、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とする。

見舞い

社会通念上、儀礼の範囲として認められる場合で、10,000円を限度とする。

（3）涉外的経費

外部との意見交換、情報収集のための懇談等の費用又は折衝時に必要な土産等の費用で、社会通念上妥当と認められる範囲内の額とする。

4 その他

上記の支出経費の種類に定めるもののほか、特に必要と認めたときは、その都度検討し、支出することができる。

5 公開基準

センター長交際費の支出明細書は、原則情報公開するものとする。ただし、所沢市情報公開条例第7条各号に該当する場合は、この限りでない。

6 見直し

この基準は、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

7 施行期日等

この基準は、令和7年4月1日から施行する。